

『賀茂保憲女集』研究

— 縁者の伝記小考 —

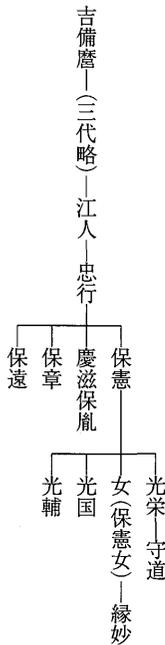
一、はじめに

従来の賀茂保憲女及び縁者の伝記研究は、藤田（川嶋）明子氏の「賀茂保憲女研究」——その出自と眷族——が詳しい。藤田氏の御論は昭和三十六年とずいぶん早い時期に出されたものの、以降、伝記資料にも限りがあるためか、折々必要に応じて個々の研究者が言及するという形であり、大系的にまとめたものはほとんどなかった。近年（平成十二年）には和歌文学大系（明治書院）の「賀茂保憲女集」の解説で父保憲を中心として親族の伝記を簡略ながらまとめ直すという成果があったものの、新見が出るには至っていないといえる。

しかし保憲女が置かれていた生活・文学環境、また縁者から受けた影響を少しでも知る上でも、ひいては保憲女集成立の背景を考察するためにも、伝記を再認識する必要性を以前より感じていた。そして此の度、改めて古記録類を調査したところ、藤田氏のご指摘以外にも縁者の動向が若干指摘できる点があり、従来殆ど資料がないと思われてきた人物についても史料が出てきた。よって本稿で紹介することは保憲女の周辺理解に役立つと考え、ここにまとめることにした。

小 塩 豊 美

さて、周知の如く保憲女は陰陽道の家、賀茂氏に生長したが、主要な人物の系図は次の通りである。



（『尊卑分脈』を元にし、不足は『系図纂要』他で補った）

賀茂氏は吉備曆に始まり、四代略して保憲女の祖父・忠行。父保憲、保憲の弟にあたる叔父は確認されるだけで三人おり、池亭記などの著作を残した慶滋保胤、外記になった保章、陰陽道に進んだ保遠である。保憲の息は家業の陰陽道を継いだ兄光栄、そして『系図纂要』では女とだけ記してある人物が保憲女を指すと考えられ、続く光国・光輔は、保憲女の活動の時期を考えると兄とみられる。また『尊卑分脈』『系図纂要』には記載されていないのだが、保憲女には娘がいたことが『続本朝往生伝』により知られるのでここに載

せた。

論を進める必要上、保憲女集の成立年を確認しておく、岡一男氏の正暦四年（九九三）成立説と松平盟子氏の長徳四年（九九八）成立説の二つが有力である。後者の松平氏は保憲女集序文に見える「もがさ」が従来言われていた疱瘡（天然痘）ではなく長徳四年に流行した赤疱瘡（麻疹）である（『日本紀略』）と指摘された。さらに序文中の「目さへやみければ」は赤疱瘡の症状であることを医学的見地から挙げ、保憲女集成立をその赤疱瘡罹病以後、長徳四年（九九八）とされた。さらに保憲女集中の「おもひきやふたたびきてしすみぞめのころもにちかくなれんものとは」の歌が、叔父慶滋保胤の死に際した詠歌であるとし、よって家集成立は保胤死去の長徳三年（九九七）以後であろうと指摘された（保胤の死去年は諸説あるが、松平氏は長徳三年を支持されている）。本稿では「赤疱瘡」の罹病時期に重きを置き、松平説に基づいて論を進めていく。なお、家集編纂時、兄光栄が五九歳であったことを考えると、少なくとも保憲女は四十歳代と考えられる（家集成立年の説はちがうものの、年齢に関しての詳しい根拠は岡一男氏の論に拠る）。

二、保憲女集に見える「家意識」

保憲女は家集の記述により、宮仕えをすることも、権力者の妻と

なることもなく一生を家で過ごしたと考えられるが、外の世界で活躍している親兄弟に対してどのような思いを抱いていたのであろうか。

まず保憲女集「執筆契機の序」に見える家意識を挙げる。

此歌は、あめのみかどの御時に、もがさといふものおこりて、やみけるなかに、かもうちなるをんな、よろづのひとにおとれりけり、さるなかに、ただもがさをなむすぐれてやみける

保憲女は「かもうち」と自らの姓を明らかにしているが、この点が従来の女流作品とは異なる。保憲女集以前の女流家集で、それだけの作者がどう自己紹介しているか例を掲げてみよう。

伊勢集「寛平みかどの御時、大宮す所ときこえける御つほねにやまとおやある人さぶらひけり」

本院侍従集「(前略)いもうとはきさきはらのみに奉りて、

藤つばにぞさぶらひ給ひける、おほむいとこさぶら

ひ給ひけり」

小馬命婦集「ほりかはのるんにさぶらふくちをんな」

例えば伊勢集の序では「やまとおやある人」との婉曲な言い回しであり、姓名は明らかにしていない。伊勢・本院侍従・小馬命婦ら宮仕えもし、世に知られた女流歌人と家居の女性とでは知名度の落差が大きく、保憲女の場合は自ら名乗らねばならなかったとの見方も否定できないが、当時の女性が文学作品に己の氏名を明記することはありえず、この点は保憲女の「賀茂氏」の自負と所属意識が強く表れていると受けとめるべきだろう。なお保憲女集と同時代の女流家集との比較は守屋省吾氏の御論もあるのだが、この課題につ

いては別稿にて取り組みたい。

また家意識は雑歌中、宇治の「ひを」を詠んだ和歌（一八五番・一九〇番）にも見えるとの中島絵里子氏のご指摘がある。歌中、地名の「宇治」に「氏」が掛けてあり、中島氏は「網代に捕われている水魚に、他の親族と同じ賀茂氏の人間であるのに、家の中でしか生きられない自分を重ね合わせて嘆き、しかし、その事実を受け入れて生きるしかないことも十分わかっており、歌に表した」と解釈しておられる。

さらに長歌（一九四番歌）にも保憲女の複雑な心情はしのばれる。かくれし親の はねごろも みなわすられて とびならひ あるはかしこく なるすごの かしこき鷹と なをふるひ あるははかなく さすらへて （中略）あはれかなしき わが身かな

と鳥の巢立ちにたとえ、成人した兄弟は活躍し名を成しているが、一方で私はよりどころなくさすらっている、と嘆いている。本歌については従来、三田村雅子氏が兄弟と比較しての「みじめ」さ、久保木壽子氏が兄弟への「羨望」を見ておられ、たしかに保憲女の兄弟への複雑な思いが感じられる。

実際、保憲女の目には兄弟の活躍はどのように映っていたのであるうか。それでは、ここからは当時の記録に基づいて縁者の活動を見ていこう。

三、縁者の伝記―祖父 賀茂忠行・父 保憲―

① 忠行（祖父）〔生涯未詳〕

『賀茂保憲女集』研究 ―縁者の伝記小考―

まず賀茂氏を陰陽道の家と成した祖父忠行の活動を追おう。

まず任期は不明ながら「丹波権介」に就いていたことがある〔流布本賀茂保憲女集勸物・尊卑分脈〕。天曆三年（九四九）正六位上近江国権少掾「別聚符宣抄」、天曆六年（九五二）息子保憲に栄爵（従五位下）を譲られる〔朝野群載・巻九功勞・四月二七日〕、天徳三年（九五九）村上天皇の勅により、匣の中の物（水晶の数珠）を占った〔朝野群載・二月七日〕こともあった。

また流布本賀茂保憲女集勸物・尊卑分脈に「丹波権介忠行」とあるのが極官と認識されていたが、以上の事例に先立って、延長八年（九三〇）に陰陽頭兼出羽介であったことが『新国史』によって知られる。『新国史』は六国史の後を受け継いで撰国史所で編纂されていたが、完成奏上しないままに終わってしまった史書であり、現在は散逸してしまい『新日本紀』や『東大寺要録』などに引用された逸文が残るのみである。さて忠行の該当記事は、伴信友の「新国史逸文考」（以下「逸文考」）に引用されている。「日本新国史巻十二／諸国瑞祥妖災之部」の

同（醍醐天皇御宇延喜・稿者注）八年庚寅六月二十六日、雷火零_二燒於清涼殿_一、大納言藤原清貫右中弁并希世、右大史小槻易直等及_二死亡_一、天皇遷_二御宇常寧殿_一、即尅敕_二陰陽頭兼出羽介賀茂忠行_一、令_レ發_二機於鳴弦之法_一、連綿無_二震雷之災_一

清涼殿に雷が落ちたため三人が死亡し、醍醐天皇も常寧殿に遷御した折に、忠行が鳴弦の法を行ったとの記事だが、二つ問題がある。一つは年次の問題で、「逸文考」では延喜八年（九〇八）のこととして記しているが、史実では延長八年（九三〇）に起きたのである。

死者を出し、菅原道真の恨みかと人々に畏怖の念を抱かせた宮中の落雷、さらにそれに続く病身の醍醐天皇の讓位へと至る未曾有の事件は、『日本紀略』その他にも同様に取り上げられているが、いずれも「延長八年庚寅六月二十六日」の記事であることから「延長」が正しいといえる。また、『日本紀略』ほか古記録と「逸文考」とは元号を除く年・十干十二支・月日が共通することを考えると、この相違は伴信友が「逸文考」の中で引用した時に元号を見誤ったか、信友の手元にあった『新国史』書写本がもともと誤っていたことなどが理由として考えられる。

さて二つ目の問題は、忠行の官職である。『新国史』によると忠行は延長八年（九三〇）「陰陽頭兼出羽介」の任にあったことになるが、約二十年後の天曆三年（九四九）には「正六位上近江国権少掾」「別聚符宣抄」といまだ官職がはかばかしくないとところを見ると、延長八年当時「陰陽頭」云々の官であったか多少疑問が残る。ここは後の『新国史』編纂当時の官位を用いたと見るべきであろう。また忠行が事実、陰陽頭であったかは他例が見出せず、当然ながら確かめる術はないのだが、ここで大江朝綱の存在が注目されるのである。大江朝綱は『新国史』を編纂したと考えられる撰国史所に勤務しており、別当を務めるに至ったこと、そして『本朝書籍目録』に『新国史』編纂者として清慎公とともに大江朝綱の名が記載されているのである。

大江朝綱と賀茂忠行・保憲父子は縁がある。天曆六年（九五二）に保憲が采爵（従五位下）を父忠行に譲りたいと奏上した折の申文を書いた人物が、大江朝綱であった『朝野群載・本朝文粹』。申文

を書くのだから、忠行・保憲の務めてきた官位はよく知っていたと考えられる。細かい点は省くが、仮に朝綱が忠行の箇所に通したならば、誤りがあれば即座に指摘し訂正したと考えられ、また後出の保憲の息光輔が安和元年（九六八）に紀伝学生のまま撰国史所に勤務しており、祖父忠行に関する記述の誤りは見落とさなかっただろう。よって、かなりの確率で忠行が陰陽頭兼出羽介の任に就いていた可能性が高いのである。

忠行は『今昔物語集』にも三話登場し、陰陽道の才能が「当時モ肩を並ぶ者無シ」^{（注）}だったとあり、陰陽道家として評判が高かったことが知れる。

②保憲（父）「延喜一十七年（九一七）—貞元二年（九七七）」

保憲に関しては新見というほどのものはないが、娘が父から受けた影響は計り知れないものがあり、あえて細かく確認しておく。

父保憲は流布賀茂保憲女集勅物に「私云賀茂保憲者吉備曆五代之丹波権介忠行子。穀倉院別当、曆文章等博士、主計頭。延喜十七年（注）。貞元二年一月廿二日卒（注）」と見える。天慶四年（九四一）には二六歳で曆生ながら造曆の宣旨を蒙る「別聚符宣抄・七月一七日」。曆を作ることは専門家の仕事であり、重要な役目をまかされていたことがわかる。続いて天曆四年（九五〇）に三三歳で曆博士として名が見え「北山抄」、天曆七年（九五三）僧日延が渡唐するにあたり中国の新曆を招来するように保憲は勅を請うており「太宰府天満宮文書・永承六一七年?の文書」、意欲的に仕事をしていたことが窺える。天徳元年（九五七）陰陽頭在任「九曆・八月一七日」。天徳四年（九六〇）天文博士となる「扶桑略記・四月三旦」。

そして、保憲女集成成立当時（長徳四年（九九八）保憲女が四十七歳前後であったと仮定し、生年を逆算すると、保憲女は天徳年間（九五七—九六〇）頃に誕生したと考えられる。保憲が四〇歳頃のことである。息子光榮が天慶二年（九三九）保憲二三歳の時に生まれていることを考えると、長兄光榮と保憲女は異腹の兄妹である可能性が大きいだろう。

さらに保憲の経歴を追うと、安和二年（九六九）主計頭・教倉院別当に就く「二中曆」。天禄元年（九七〇）五四歳の時、正五位下行主計頭兼天文博士として在任「類聚符宣抄・十一月四日」。天延二年（九七四）には従四位下に叙せられ「朝野群載・十一月」、主計頭としては従五位上が相当であるのに対し、二階級飛び越しての昇進であり、この待遇からも陰陽道の大家としての功績が朝廷でも認められていたことがわかる。そして間もなく貞元二年（九七七）二月二十二日に六一歳で保憲は亡くなった「尊卑分脈」。当時、保憲女は二〇歳前後と思われる、若くして父を失ったといえる。

なお、保憲の著作「曆林」十卷（本朝書籍目録）は散逸し、現在伝わっていない。説話では「今昔物語集」巻二四に、幼少の保憲が習わずして鬼神を見たので、父忠行が息子の才能を感じ「我が道に知りたりたりける事の限りをば、つゆ残すことなく心をいたして教へ」^{（注）}、予想にたがわず名を成したとの、術者として優れていた逸話を伝えている。

四、叔父 慶滋保胤・保章・保遠

①慶滋保胤（叔父）「？」長保四年（一〇〇二）

『賀茂保憲女集』研究 — 縁者の伝記小考 —

著名な人物ではあるが、略伝を簡単にまとめた。保胤は忠行の二男だったが、家業の陰陽道は継がず、慶滋姓を名乗った。菅原文時を学問の師とし、文章生となる。内御書所に出仕、従五位下大内記。康保元年（九六四）三月、観学会を創始。天元五年（九八二）十月に随筆「池亭記」成立。寛和二年（九八六）四月、出家。法名寂心。村上天皇皇子具平親王と親交が深かった。藤原道長の授戒の師。長保四年（一〇〇二）、死去。保胤の死後、道長が四十九日諷誦を修す。「日本往生極楽記」を著す。「慶保胤集」二巻は散逸。

家業の陰陽道とは距離をおいたが、仏道に傾倒し文学活動にいそしんだことは、つとに有名な話であるが、今昔物語集では仏教に深く帰依していた様子が描かれている。

保憲女研究の立場からも藤田氏が「近親の人たちが文学とは無縁な世界に生きていたなかで、彼は漢詩文、保憲女は仮名文と和歌という違いはあるにしても、ともかく文学に関心を持ち、作品を残した点で、この二人（保憲女と保胤・稿者注）は共通点を示している」と注目し、さらに保憲女集・総序に保胤の影が窺えるとも指摘された。保胤は「本朝文料」巻九・詩序「天徳応和之間、天下之士女之語才子者、多云高俊茂能、茂能早遂儒業、永入仏道」、^{（注）}「統本朝往生伝」で「富才工文当時絶倫」と評されたように古今問わず文才の評価は高く、不動であった。

本稿でも文学活動の活発であった保胤について詳しく考察する予定だったが、保胤の文学活動の足跡は保憲女研究でも藤田氏の論をはじめとしてあり、漢詩文や浄土教の方面からの研究論文も数多くあるため、本稿では詳しく取り上げることは避け、勝手ながら他の

今まで光の当たらなかった縁者について言及したい。しかしながら、保胤と保憲女の文学的関係は見過ごせず、別の機会に考察したいと考えている。

②保章(叔父)「生没年未詳」

忠行の息。兄保胤と同じく慶滋姓を名乗ったこと、時期は不明ながら権少外記、文章博士、能登守などを歴任。従四位上に至った「尊卑分脈」。藤田氏は「記録の上では、一、二外記として名前が見えている(天延二年紀、二月十三日の条など)に過ぎず、生没年も不明である」とされたが、さらに『外記補任』から次の職にあったことがわかる。天禄三年(九七二)「正月廿八日任天禄三年十二月典業少允文章生」、天延元年(九七三)「少外記、同二年少外記在任、同三年大外記従五位下、」正月七日叙。二六日遷上総権介。天元二年正月任和泉守」を勤めている。保胤と同じく家業は継がず文章道に進んでおり、保胤と同腹であった可能性も高く、文章道に進んだことは兄保胤の影響も大きかったのではないか。さらに息子為政も文章道に進み、かつ後一条悠紀万屏風歌を詠み後拾遺集に四首採歌されており、歌才あったとみえる。ところで保章の娘は女流歌人相模の母である。保憲女集の影響が相模集に見られることは(注15)の近藤氏の論をはじめとして既に指摘されている通りである。

③保遠(叔父)「生没年未詳」

忠行の息。保遠は兄保胤と同じく慶滋姓を名乗った。権陰陽博士、陰陽助、主計助などを歴任。正五位下と見える「尊卑分脈」。他には特に目立つ活動はなかったようであるが、兄弟の中でただ一人保憲と同じ道を選んだ人物である。

五、兄 光栄・光国・光輔

①光栄(兄)「天慶二年(九三九) — 長和四年(二〇一五)」

保憲の息。保憲女の兄。天延元年(九七四)権曆博士として見え、次いで大炊権頭、播磨権介、大炊頭をへて右京権大夫に至り、『分脈』には従四位下とある。

官僚としてはそこそこの出世だったようだが、父保憲の跡を継ぎ、陰陽家として活躍した様子が『御堂関白記』、『小右記』に頻繁に見える。従四位下に至ったのも本来からは三階級上の待遇であり、重んじられていたことが窺える。また『続古事談』(第五・諸道)では、上東門院彰子の御産の時に光栄が乱れた頭髮、みすばらしい服装で邸を訪問し、懐から虱を取り出して潰した、という奇妙な話を伝えている。『歴代編年集成』(十七・一条院)には、永延元年に保憲が「以曆伝其子光栄、以天文道伝弟子晴明、自此已後兩道相分」と天文・曆道を二つに分けたことが記されており、賀茂氏が曆道の専門家となつたのは光栄がはじめと示されている。

またいかに光栄が曆道の大家として重きをなしていたか物語る話として『権記』長保二年(一〇〇〇)七月九日の条が指摘される。

依勅召大炊頭光栄、仰可令前内藏允光国習伝曆道之事、申云、当道事者、以光栄子息可令習継、但光国者尤可被採用、陰陽助若博士有闕之時、可被拜任歟。

一条天皇が曆道を光栄の弟光国に継がせるように命じたにもかかわらず、光栄は自分の子に継がせることを望み、辞退している。光国には欠員があれば陰陽助もしくは博士に任じられては、と配慮を

見せてはいるが、はっきりと天皇の仰せを断っていることから、
曆道の大家である自負を感じさせる。また天皇が重ねて要請した様
子もないことから、光栄の意見が尊重されたのだろう。元来、曆道
は造曆に大きく関わる専門職であるから光栄は直系に伝え、忠行以
来昇りつめてきた陰陽道（曆道）宗家への道を盤石のものとしたい
との強い意思の表れと取れる。そう考えると、賀茂氏全体が陰陽家
として勢力を増し、三代目光栄が意欲的に取り組んでいたことも納
得され、保憲女も家にいるだけに耳に入る親兄弟の活動に人一倍関
心をもっていたであろうし、兄光栄の着実な活躍を耳にし、羨望の
眼差しでみていたのではないだろうか。

ほかには、兄弟弟子である安倍晴明と光栄が、どちらが師匠保憲
に信を置かれているか口論をしたという有名な逸話もある〔続古事
談〕。

②光国（兄弟）〔生没年未詳〕

保憲の息。光国は任期不明ながら「権天文博士」であったが〔系
図纂要・幸徳井家系図〕、天文得業生を経て天延二年（九七四）に
天文博士に至ったことが『朝野群載』に見える〔巻第十五・天文道・
嘉保二年正月二日〕。また長保二年（一〇〇〇）には「前内蔵允」
〔権記・七月九日〕の役職に就いていたことは従来知られている。

しかし十年以上たった長和二年（一〇一三）から長和四年（一〇一
五）にかけて「小右記」に「内蔵允光国」と見える〔長和二年四月
二二日・長和四年十月二日〕のだが、これは再任されたとみるべき
か。もしくは別人か。しかし前項「光国」でも挙げた『権記』〔長
保二年七月九日〕に見える一条天皇と光栄のやりとりで光国の名前

が挙がっているということは注目に値しよう。

③光輔（兄弟）〔生没年未詳〕

保憲の息。光輔は寛和二年（九八〇）大外記、永延元年（九八七）
従五位下、筑後守〔以上、外記補任〕、また任期不明ながらある期間、
豊前守〔系図纂要〕であったことなどが、すでに明らかである。し
かし新たに調べを進めたところ、光輔の人物像が多少なりとも浮か
び上がってきた。

管見では、光輔の初出は『類聚符宣抄』第十・可給上日人々〔撰
國史所〕安和元年（九六八）八月二十二日の条、撰國史所勤務を命
じられた中に「紀伝学生賀茂光輔」と名が見える。当時保憲女は九
歳くらいだが、光輔は学生のまま撰國史所に勤務したのであるから、
若手として二〇歳前後と推定する。

撰國史所とは国史を撰修する重要機関であり、過去の修史に携
わった人々を挙げると、淡海三船をはじめとして大江音人・菅原道
真・大江朝綱など漢詩文の世界では高名な人物ばかりである。また
紀伝道の出身者も多く、光輔も有望な人材と期待されて任命された
のではないだろうか。

また「外記補任」を主に参考にして職歴を整理してみると、安和
元年（九六八）紀伝学生ながら撰國史所に勤務〔類聚符宣抄〕、天
禄元年（九七〇）大炊□。天延四年（九七六）正月彈正小忠。永観
二年（九八四）権少外記初任〔割注〕十月卅日任元彈正大忠。寛
和元年（九八五）少外記初任。寛和二年（九八六）大外記初任。永
延元年（九八七）大外記在任〔割注〕七月七日従五位下同廿八日筑
後□（守敷）。正暦五年□と、重要な役職とはいえずとも、

ほぼ順調に職に就いていたといえる。

しかし正暦元年(九九〇)保憲女三〇歳頃(光輔四十二歳くらい?)の時、光輔はある事件を起こす。

『小右記』正暦元年十月十五日の条に「大外記致時朝臣来云、今朝賀茂光輔朝臣裸袒拔劍走入摂政殿、狂乱云々」と光輔が、時の摂政藤原道隆の邸に刀を抜いて上半身裸の姿で走り込んだと記されているのである。『小右記』は光輔の気遣いじみた行動の理由、及び騒ぎに伴う処罰については全く触れていない。摂政の家で騒ぎを起こしたにもかかわらず、他の古記録には記述がなく、不明な点が多いが、切り込んだ理由はともかく、光輔は激しい一面を持った人物だったといえよう。保憲女も兄の起こしたこの騒ぎは耳にし、その経緯も詳しく知っていた可能性が高い。

ところが騒ぎを起こした光輔は、約十年後の長保元年(九九九)史書に姿を見せる。

『本朝世紀』三月七日の条、太宰府から朝廷へ、豊前国の京都郡で米が空から降ってきたことを報告した「太宰府解 申二請 官裁一事」言上異端状「一管豊前国京都郡雨米事」の中である(保憲女四十歳・光輔五十一歳くらい?)。

(前略) 京都郡高米郷平井寺乾方居住法師私宅、以去九月晦夜一雨レ米。夜中驚見。白米已多。明旦出見。頗以減少。(略)

令レ驚 国府旨。相二尋其雨米二之処。(略) 掾長松所レ得米纒以是。乃副 郡解 進上如レ件者。件雨米。掾不知山長松付レ封。進二国守光輔一。被見。更封「光輔」名字。付二使掾腹部為範一上。(略)

長徳五年正月 正六位上行大典酒井宿祢

京都郡に居住の法師の家に米が空から降ってきたことを知った豊前国府が現物を取り寄せ国司に見せたという記述の箇所、名字は不明ながら「国守光輔」と出てくる。この「光輔」が賀茂光輔であるとの確証はないが、年代も符合し「系図纂要」の光輔の項に「豊前守」と注記があることから賀茂光輔本人である可能性は高い。しかし、光輔は十年前に騒ぎを起こしたにもかかわらず、国司になることができたのはどうしてだろうか。傍証が見出せない限りその理由は確定しがたいが、長保元年(九九七)には政権を掌握していた人物が道隆から藤原道長に変わっており、光輔の昔の奇行は不問とされたためか、もしくは例えば元来光輔が道長派であり、道長も光輔の好意を承知しており以前の問題行動を問題としなかったためか、等いくつか考えられる。

いずれにせよ、光輔は紀伝道の学生となり、撰国史所に配属されたり外記を経験したりしており、文学・書物と関わりの深い職に就いていた。以上の点を考慮すると、叔父保胤ほどではないにせよ、保憲女に影響を与えた可能性は大きいと考えられる。

六、子女 縁妙

①縁妙(娘)〔生没年未詳〕

保憲女の娘縁妙は生没年未詳だが、仮に保憲女二十歳の時の子とすると天元三年(九八〇)頃の生まれとなる。『続本朝往生伝』では、比丘尼縁妙者。賀茂保憲之孫。其母称賀茂女。殊長和歌。縁妙出家之前。称之監君。二条関白之侍女。当初之好色也。後起道

心。落飾入時。歩行都鄙。唯称常住仏性之四字。勸人仏事。唱導為本。八十余而終。臨終之時。瑞相自多。往生不疑。

〔往生伝 法華験記〕日本思想大系七・岩波書店・昭和四九年九月
『癸心集』にも同型話がある。さて文中の「二条閑白」は藤原教通と藤原道兼の二説が考えられるが、通常藤原教通〔長徳二年（九六六）―延久二年（一〇七五）〕をあてる（日本思想大系など）。教通は藤原道長の子で閑白になり、大二条殿と号した。縁妙は教通より、およそ十六歳年上の計算となる。

ところで保憲女集に子どもに触れた和歌が見当たらないことは從來岡氏（注3）によって指摘されているが、さらに氏により「その子と父と不縁になったので、乳母にでも養育させて、つとめて不愉快な思い出を忘れようとしていたのであろう。」とのご指摘がある。保憲女集には子どもや恋人を比喻する歌語「なでしこ」を詠み込んだ和歌が一首ある。

六七 なでしこのなむつまじきとこなつをよるしもみぬぞわ
びしかりける

「なでしこ」により子どものことを詠んだようにも考えられなくもないが、ここは撫子・とこなつによそえた恋の歌とされる。他に子どもをいとしんでいるような和歌は見出せず、保憲女の娘に対する心情は不明とせざるを得ない。

続いて縁妙に関する新資料として、太宰府の「観世音寺結縁願文」があげられる。これは太宰府の観世音寺が康平七年（一〇六四）に火事で焼失したため、二年後の治暦二年（一〇六六）に有志が観世音寺再興のため法華経一部を書写すると記した結縁願文である。そ

『賀茂保憲女集』研究 ―縁者の伝記小考―

してこの署名者の中に「尼縁妙」が見えるのである（傍線部）。もしくこの「縁妙」が保憲女の娘縁妙であるならば、「八十余」歳で亡くなったとする『統本朝往生伝』の記述とも合致し、この結縁願文の年は縁妙最晩年の頃にあたる。

結縁願文本文を次に掲げる。日付は治暦二年（一〇六六）八月十二日とある。

祈、偏企營造、只政務之繁

多、晝夕運歩、（略）書写法華経一部、為万人結縁、費一日筆削、
（略）于時大宰少式從五位下秦宿祢時重、治暦二年八月廿二日
甲辰、於観世音寺仏前、忝奉（略）

僧行禪 僧任慶 僧水源 僧明基 僧安円 僧永尊 僧順源

藤原師成 橘義通 藤原邦通 橘資成 橘宗成 藤原齊基
（略）秦時重（略）金犬丸 今男丸 季任 久任 尼縁妙
（略）宗形光任 伴正道（注18）

僧侶を除いて筆頭の藤原師成は、康平六年（一〇六三）から治暦三年（一〇六七）まで大宰大式の任にあった人物である「公卿補任」。父は中納言藤原通任、祖父は贈右大臣藤原濟時という生まれで、正二位参議に至った「尊卑分脈」。次の橘義通は治暦元年（一〇六五）に筑前守在任「鎌倉遺文」。正四位下。後拾遺集作者。父は橘為義「尊卑分脈」。三人目の橘資成は橘義通の子で永承三年（一〇四八）筑前権守在任。從五位上大和守に至る。後拾遺作者。

願文の主だった署名者の役職は大宰大式・大宰少式や筑前守の経験者もしくは現職であり、他の人物の官職も大宰府の役人が多い。（注19）

彼らが、縁のある観世音寺のために願を立てたことは納得できる。

ただ署名者総勢九〇名中、女性には縁妙ただ一人のようであり、男性ばかりでしかも大宰府の関係者が多い中で縁妙がなぜ名を連ねているのか疑問が残る。現在のところ、その理由は不明とせざるを得ないが、縁妙在俗当時の候名「監の君」が参考にならないだろうか。

縁妙が「監の君」と呼ばれた由来は、岡一男氏の縁妙の夫が近衛将監とする説と、守屋省吾氏の「父が太宰大監または少監」とする説とがある。呼称の結論は傍証が見つからない限り出ないだろう。

しかし守屋氏の説と重なるが、縁妙の父か夫が大宰府大監または少監であったとすれば、縁妙と大宰府とつながりが生まれ、その関係から縁妙に結縁願文の話が来たとの推測も可能ではないだろうか。以上のように縁妙も母保憲女と同様に不明な点が多い女性であるが、一方でまた母と同じく書物にその名を残したのである。

七、まとめ

以上、保憲女の縁者の伝記を新資料を交え考察をした結果、賀茂氏の栄達を辿ることにもなった。祖父忠行が陰陽家の礎を築き、父保憲は世に重んじられる存在となり、兄光榮は暦道の家の主として安定しはじめており、保憲女の生きた時期は賀茂氏が丁度、陰陽道の家として世にも認められた存在であったことが確認できた。保憲女が家集の序で「かもうぢなるをんな」と誇りを込めて記したのも当然といえる。また縁者はそれぞれに個性が感じられ、陰陽道の家業ではなく文章の道に進んだ叔父保胤・保章、また乱入騒ぎを起こした兄光輔も保憲女に影響を与えた存在として忘れてはならないだ

ろう。

また保憲女の親兄弟の活躍ぶりは権力者（藤原北家）とは較べものにならないとしても、その道の専門家として重んじられ、権門に出入りしている姿を見聞きするにつけ、家にいた一女性である保憲女には縁者が家集序文に記されているような「かしこき鷹」に見えるたとしても当然である。

最後に、考察の主なねらいであった縁者からの文学的影響についての考察が、重要人物の叔父保胤を別の機会に考察することにしたこともあり、弱くなってしまったことが反省される。今後は家集に保憲女の家・陰陽道・家族への意識がどう反映されているのか、考察を深めていく予定である。

保憲女の縁者の伝記を再調査することによって、保憲女の生活環境、ひいては保憲女集の背景を研究する一助になるよう今後に生かすことが今後の課題である。

《注》

- (1) 藤田（川嶋）明子氏の「賀茂保憲女研究(一)―その出自と眷族―」『国語国文研究』第一八・一九号、昭和三六年三月
- (2) 「賀茂保憲女集」和歌文学大系二〇・明治書院・平成二二年三月
- (3) 岡一男氏「賀茂保憲女集とその作品」『国文学研究』第三輯・昭和二五年一月
- (4) 松平盟子氏「賀茂保憲女集」の研究 ― 痲瘡罹病年代と序文について ― 『南山国文論集』第二号・昭和五二年一月

- (5) 守屋省吾氏「第三『賀茂保憲女集』と道綱母における私家集
 纂集の近似性」『蜻蛉日記形成論』笠間書院・昭和五〇年九
 月
- (6) 中島絵里子氏「賀茂保憲女集」の研究―保憲女の漢詩文の
 受容と家意識―『日本文学研究』第三号・平成九年一月
- (7) 三田村雅子氏「賀茂保憲女集の位相―〈鳥〉の表象・歌から
 序へ―」『和歌文学新論』明治書院・昭和五七年五月
- (8) 久保木寿子氏「賀茂保憲女集試論―初期百首と曆的観念―」
 『文学・語学』平成七年八月
- (9) 和田英松氏『本朝書籍目録考證』明治書院・昭和一年一
 月ほか
- (10) 『改訂史籍集覽』第一七冊・すみや書房・昭和四三年八月
- (11) ①卷第二四・賀茂忠行道伝子保憲語第一五、②卷第二四・安
 倍晴明随忠行習道語第一六、③卷第二九・平貞盛朝臣於法師
 家射取盗人語第五の三話である。
- (12) 卷第二十四「賀茂忠行道伝子保憲語第十五」『今昔物語集』
 三 日本古典文学全集・小学館・昭和四九年七月
- (13) 守屋氏は「仮に保憲が二十五年―三十五歳の間に出生したと
 すれば、天慶四年(九四二)―天曆五年(九五二)の間に生
 まれたことになる」としておられる。本稿では家集成立の
 長徳四年(九九八)を保憲女四〇歳程度と解釈し、そこから
 逆算して保憲女の生年を天徳年間(九五七―九六〇)頃と仮
 定した(父保慶四〇―四三歳頃)。ただし、前後五年程度の
 誤差はありえるとする。
- (14) 増田繁夫氏「慶滋保胤伝攷」『国語国文』第三三卷第六号・
 昭和三九年六月／平林盛得氏「慶滋保胤の死―參河入道叔照
 の入宋に關連して」『日本仏教』第二二号・昭和四〇年八月
- (15) 満田みゆき氏「相模伝記考―一母系・慶滋氏との關連を軸に
 ―」『国文自白』第三二号・昭和五八年三月
- (16) 桃裕之氏「上代学制の研究」修訂版・思文閣出版・平成七年
 六月
- (17) 『続本朝往生伝』日本思想大系・『発心集』日本古典文学集
 成(新潮社)など
- (18) 『太宰府天満宮資料』卷五・太宰府天満宮・昭和四四年五月
- (19) その他の人物は、治暦二年の『平安遺文』一〇〇四・一〇〇
 七・一〇二二の肩書き・署名(名字のみ記載)より照合す
 ると、藤原氏―太宰少監・藤原氏―少典・菅野氏―大監・紀
 氏―権大監・御春氏―権少監・大藏氏―権大監・豊嶋氏―
 大監・惟宗氏―大監・宗形氏―少典などが確認できる。